

## 告示第6号

### 日吉津村広報誌制作業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル実施告示

日吉津村広報誌制作業務委託事業者について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

令和4年3月9日

日吉津村長 中田 達彦

#### 1. 業務目的

村が発行する広報誌の制作にあたり、デザイン専門知識がありDTP機器を熟知した専門業者の技術を活用することで、より効率的に、「見やすく」「分かりやすい」紙面づくりを行うほか、村民の皆さんが必要とする情報を、限られた紙面により多く、より効果的に配置することで、親しみを持ってもらえる紙面づくりを目指す。

#### 2. 業務概要

- |          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| (1) 業務名  | 日吉津村広報誌制作業務                      |
| (2) 業務内容 | 「日吉津村広報誌制作業務委託仕様書」に記載のとおり        |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和6年3月31日まで               |
| (4) 履行場所 | 鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津 872-15 日吉津村総合政策課 |

#### 3. 公募型プロポーザル参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの間、鳥取県及び日吉津村において氏名停止措置を受けていないこと。
- (4) 令和3年日吉津村告示第78号（令和4年から令和6年において日吉津村が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「07 印刷類」及び「35 イベント・広告・企画」の資格を認定されている者であること。
- (5) 鳥取県米子市又は鳥取県西伯郡エリア内に主たる営業所を有し、随時、迅速かつ具体的な連絡・調整・協議等が可能な者であること。
- (6) 令和元年度以降に地方公共団体等の広報誌、パンフレット、ポスター・チラシなどを企画・製作した実績がある者であること。

#### 4. 添付資料

- (1) 日吉津村広報誌制作業務に係る公募型プロポーザル実施要領
- (2) 日吉津村広報誌制作業務委託仕様書

#### 5. 問合せ先

日吉津村総合政策課

住所 〒 689-3553 鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津 872-15

電話 0859-27-5954（直通） FAX 0859-27-0903

メール [sougouseisaku@hiezu.jp](mailto:sougouseisaku@hiezu.jp)